

介護サービス事業者集団指導
(介護予防) 特定施設入居者生活介護) 資料

令和7年6月12日(木)
山梨県福祉保健部健康長寿推進課

- 1 人員に関する基準 (P. 3~)
- 2 運営に関する基準 (P. 6~)
- 3 運営指導の指導事項 (P.10~)
- 4 その他 (P.12~)

※ 厚生労働省、山梨県からの通知、変更届等の様式などは、次のホームページに掲載されていますので、確認をお願いいたします。

- ① 山梨県庁ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/index.html>
 - ・トップページ → 組織から探す → 福祉保健部 → 健康長寿推進課
→ 介護サービス振興担当
- ② WAM-NET (独立行政法人 福祉医療機構) <https://www.wam.go.jp/>
 - ・トップページ → 地方センター情報 → 山梨 → 県からのお知らせ

〇 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護について

〇-1 特定施設とは（介護保険法第8条第11項）

この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（※1）であって、第21項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項（※2）を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの（※3）、機能訓練及び療養上の世話をいう。

※1 「厚生労働省令で定める施設」（介護保険法施行規則第15条）

- 一 養護老人ホーム
- 二 軽費老人ホーム

※2 「厚生労働省令で定める事項」（介護保険法施行規則第16条）

当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

※3 「厚生労働省令で定めるもの」（介護保険法施行規則第17条）

入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

〇-2 包括型（一般型）特定施設と外部サービス利用型特定施設

特定施設入居者生活介護は、包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分される。

包括型は、特定施設の従業者が入居者に対するサービスを提供するもの。

外部サービス利用型は、特定施設の従業者が計画の作成・安否確認・生活相談を行い、事業者が委託する居宅サービス事業者が計画に基づき介護サービスを提供するもの。

〇-3 基本方針（基準条例第216条第1項）

指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

1 人員配置基準について

人員配置基準は、当該施設において適切なサービス提供を確保するため定められたものである。このため、人員配置基準欠如に対しては、介護報酬の所定単位数の算定において減算を行うことにより、人員配置基準欠如の未然防止を図るよう促している。

1-1-1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の人員配置

職種	項目	人員基準		
管理者	勤務形態	常勤かつ原則として専従		
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、他の職種又は他の事業所の職務を兼務することは可能。		
生活相談員 ※資格要件 後述	員数	利用者数（要介護者＋要支援者）：生活相談員 ＝常勤換算で100：1以上		
	勤務形態	1人以上は常勤		
看護職員又は介護職員	看護職員 及び 介護職員	員数	要介護者：看護・介護職員＝常勤換算で3：1以上 要支援者：看護・介護職員＝常勤換算で10：1以上 ※総利用者数に対して必要な員数の算出方法 〔要介護者＋要支援者×0.3〕：看護・介護職員 ＝常勤換算で3：1以上	
		勤務形態	看護職員のうち1人以上、介護職員のうち1人以上は常勤。 ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する（利用者が全て要支援者）の場合、いずれか1人が常勤であればよい。	
		看護職員	員数	総利用者数≤30人＝常勤換算で1以上 30人<総利用者数≤80人＝常勤換算で2以上 80人<総利用者数≤130人＝常勤換算で3以上
	介護職員		員数	常に1人以上を確保 ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する（利用者が全て要支援者）場合に限り、宿直時間帯の配置が必要なし。
			機能訓練指導員	員数
		資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の有資格者	
計画作成担当者	員数	総利用者数（要介護者＋要支援者）：計画作成担当者 ＝常勤換算で100：1以上		
	資格	介護支援専門員		

1-1-2 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護の人員配置

職種	項目	人員基準	
管理者	勤務形態	常勤かつ原則として専従	
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、他の職種又は他の事業所の職務を兼務することは可能。	
生活相談員	員数	利用者数（要介護者＋要支援者）：生活相談員 ＝常勤換算で100：1以上	
	勤務形態	1人以上は常勤（施設内の兼務可）	
介護職員	介護職員	員数	要介護者：介護職員＝常勤換算で10：1以上
		要支援者：介護職員＝常勤換算で30：1以上	
		※総利用者数に対して必要な員数の算出方法 （要介護者＋要支援者×1/3）：介護職員＝常勤換算で10：1以上	
	従業者	員数	常に1人以上を確保（宿直時間帯は必置ではない） ※「従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の特定施設入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含む。
計画作成担当者	員数	総利用者数（要介護者＋要支援者）：計画作成担当者 ＝常勤換算で100：1以上	
	資格	介護支援専門員	
	勤務形態	1人以上は常勤（施設内で兼務可）	

1-2 共通事項

- (1) 利用者の数【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。第175条第3項）人員基準を算定する基礎となる「利用者の数」は、前年度の平均値とする。解釈通知…利用者延数を日数で除して算定（小数点第2位以下を切り上げ。）。
- (2) 常勤換算方法【基準省令第2条第1項第8号】
 暦月ごとの（常勤でない）職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定する（小数点第2位以下を切り捨て）。
 なお、常勤職員の休暇・出張については、その期間が暦月で1月を超えないものである限り、常勤の職員として勤務したものと取り扱う。
 また、職員1人につき勤務延時間数に算入できる時間数は、常勤の職員が勤務すべき時間数を上限とする。

1-3 人員欠如等の考え方

人員基準欠如減算の対象職種は、看護職員及び介護職員である。

※ 看護職員、介護職員の数が人員基準から…

- 1割を超えて減少した場合は、該当月の翌月から解消月まで
- 1割の範囲内で減少した場合は、該当月の翌々月から解消月まで
(翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)

⇒ 全ての入所者等について所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定することになる。

1-4 生活相談員の資格要件

「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有すると認められる者

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件

- (1) 介護保険施設・事業所（福祉用具販売、貸与事業所は除く）において、計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上
- (2) (1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所（福祉用具販売、貸与事業所は除く）において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上。

2 運営に関する基準

特に留意いただきたい事項のみを記載するので、事業者が遵守すべき運営基準については、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」（以下、「県居宅基準条例」という。）、国解釈通知を確認すること。

2-1-1 虐待の防止【県居宅基準条例第236条の準用する第39条の2等】

指定特定施設入居者生活介護事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職その他の従業者（以下、「介護職員等」とする）に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）、新規採用時に実施すること。
- (4) 上記を適切に実施するための担当者を設置すること。

2-1-2 高齢者虐待防止措置未実施減算

定められた虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、利用者全員について所定単位の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（虐待が発生した場合の減算ではなく、あくまで基準を満たせていなければ減算となってしまうので注意。）

2-2-1 身体的拘束の適正化【県居宅基準条例第225条の4等】

指定特定施設入居者生活介護事業者はサービスの提供に当たっては、当該施設利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。緊急やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（※）を記録しなければならない。

- （※）切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たす理由が必要です。その上で、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記載がなければ適当な記録とはいえないです。

また、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

○指針に盛り込むべき内容

- ①施設における身体的拘束等の適正化における基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化兼用委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- (3) 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）、新規採用時に実施すること。なお、研修の実施は施設内での研修で差し支えない。

2-2-2 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等を行う場合の記録を行わない場合、定められた身体的拘束適正化の措置が講じられていない場合は、特定施設入居者生活介護費については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を、外部利用型特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活費については100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。（身体的拘束等を行っている場合の減算ではなく、あくまで基準を満たせていなければ減算となってしまうので注意。）

2-3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

【県居宅基準条例第236条の準用する第32条の3等】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症対策委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等に周知徹底を図ること。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに感染対策担当者（看護師が望ましい）を設置すること。
- (2) 施設における感染症及び食中毒のまん延防止のための指針を整備すること。
（当該指針には、平時の対策及び発生時の対応を規定する。記載内容の詳細は「介護現場における感染対策の手引き」を参照）
- (3) 介護職員等に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年2回以上）、新規採用時に実施すること。
（なお、国の作成した教材等を活用した施設内での研修で差し支えない。また、調理や清掃を委託する業者にも指針の内容が周知されるような対応が必要。）
- (4) 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を定期的に（年2回以上）実施すること。
（発生時に迅速に対応ができるように、指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。なお、実施方法は机上で

も差し支えないですが、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。)

2-4 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会について【県居宅基準条例第236条の準用する第165条の2等】※経過措置期間中

指定特定施設入居者生活介護事業者は、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。※令和9年4月1日までは「開催するように努めなければならない」とする経過措置あり。

(補足) 2-1～2-4記載の委員会・指針・研修等について

- 各委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することとして差し支えません。

例) 虐待防止委員会と身体拘束の適正化委員会を「虐待防止・身体拘束適正化検討委員会」として一体的に設置・運営。

ただし、この場合でも、それぞれの委員会で求められる内容を検討し、基準を満たした委員会を実施するとともに、そのことが分かる記録が求められます。

例えば「虐待防止・身体拘束適正化検討委員会」として開催した委員会において、身体拘束の適正化に係る内容の検討が不十分、又は記録が確認できない場合は、虐待防止のための措置としての委員会を開催しているとは認められません。

- 研修会は、いずれも整備した指針に基づいたプログラムを作成し、実施することが重要です。

委員会、研修、訓練いずれも実施した内容が分かるよう適切に記録を作成する必要があります。

- 指針については、必ずしも「～ための指針」とした名称でなければならない訳ではないため、「～処理マニュアル」等の名称で整備している場合でも、指針として求められている内容が含まれていれば明確に基準違反とは言えませんが、基本的には、指針を整備していただいた上で、その基本方針に則った対応ができるよう、より具体的なマニュアルを作成していただくことが望ましいです。

2-5 事故発生の対応【県居宅基準条例第236条の準用する第39条等】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに

市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (2) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- (3) 施設は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2-6 非常災害対策【県居宅基準条例第236条の準用する第109条等】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害対策として次のことが求められる。

- ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。
- ・定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うこと。
(年2回の訓練の場合、1回目は夜間での地震の発生、2回目は早朝の洪水等、異なる時間帯や異なる事象(後述のとおり実情に合った事象)に対しての訓練をしていただくことが望ましい。特に夜間を想定した訓練を1回は実施していただくよう運営指導時にはお伝えしています。)
- ・避難等訓練は、消防機関の他近隣住民、地域の消防団などの関係機関との連携に努めること
- ・非常災害時に備え、飲料水、食糧等の物資や防災に関する資機材の備蓄、整備に努めること。(努力義務。運営指導時には利用者・従業員併せて3日分は確保するようお伝えしています。)

2-7-1 業務継続計画【県居宅基準条例第236条の準用する第31条の2等】

指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してサービスを受けられるよう次のことが求められる。

- (1) サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行う。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)、新規採用時に実施すること。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

業務継続計画の策定に当たっては、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」および「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイド

ライン」を参照すること。また、**想定される災害は地域によって異なるため、項目は実態に応じて設定すること。**

(補足)

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針と、後述する感染症の業務継続計画については、それぞれに対応する項目を適切に定めている場合は、一体的に策定することが可能。
- ・感染症の業務継続計画に係る研修（訓練）は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（訓練）と一体的に実施することも差し支えない。
- ・災害の業務継続計画に係る訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

☆運営指導の際にも「それぞれに必要な内容が網羅されていれば、まとめたの実施で問題ないため、内容・実施方法を工夫して業務負担の軽減を図っていただければ」とお伝えしています。

2-7-2 業務継続計画未策定減算

業務継続計画に係る基準を満たさない場合は、利用者全員について、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的な計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんでした。令和7年4月1日以降は、減算対象となるので注意。

3 運営指導の指導事項

3-1 運営基準に係る内容

○身体拘束の適正化・虐待防止・災害対策・感染症及び食中毒まん延防止等の複数の項目について「対策を検討するための委員会の開催」「指針や計画の策定と内容の従業者への周知」、「研修会及び訓練の実施」及び「計画・指針の適時の見直し」が求められているが、これらの一部が措置されていない又は措置されていても不十分であるものが見られるため見直すこと。

○実効性のある協力医療機関等との連携体制の構築に努め、その状況を年度内に届出を行うこと。※令和6年度の運営指導において特に目立った指摘事項（詳細は後述の4-1-1を参照）

○事業所内に掲示されている料金表の利用者負担の割合が1割（もしくは1割と2割）のみとなっているので、速やかに修正すること。

3-2 人員・報酬にかかる内容

- 機能訓練指導員について、看護職員等が兼務する場合は兼務発令により、そのことを明確にすること。
- 計画作成担当者について、生活相談員が兼務する場合は兼務発令により、そのことを明確にすること。
- 夜間看護体制加算について、重度化した場合における対応に係る指針を、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、内容を説明し、同意を得ること。
- サービス提供体制強化加算の算定に際して、前年度実績に基づく要件確認表を作成し、要件確認すること。

3-3 処遇に係る内容

- 1 週間に 2 回以上実施することとなっている入浴又は清拭について、記録が確認できない事例がみられたため、提供した具体的なサービス内容等を適正に記録すること。
- 介護記録は実施記録のチェックに留まらず、利用者の心身の状況及び提供したサービスの内容を具体的に記録しておくこと。

4 その他

4-1-1 協力医療機関の確保・届出等

指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めなければならない。協力医療機関を定めるに当たっては、県基準条例第233条第2項第1号及び第2号に記載の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。また、1年に1回以上の協力医療機関との間での急変時の対応の確認や協力医療機関の名称の指定権者への届出が義務。

参考：県居宅基準条例

(協力医療機関等)

第二百三十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関(当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力歯科医療機関(当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(令六条例三〇・一部改正)

4-1-2 協力医療機関との協定内容の見直しについて

満たすよう努めなければならない要件に準拠している協力体制を確保するとともに、それに従った協定内容にしていきたい。

開設時に協力医療機関（協力病院）と次のような協定書を取り交わし、内容を変更することなく、更新を続けている場合には見直しをしていただくことが望ましい。

(見直していただきたい協定書の例)

協力病院に関する協定書

株式会社〇〇〇が運営する指定特定施設入居者生活介護事業所〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇病院（以下、「乙」という。）は、協力病院に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力病院)

第1条 甲は、乙を協力病院とする。

(緊急時の対応)

第2条 乙は、甲の利用者等の病状に急変が生じた場合には、甲と協議し、対応する。

(協定期間)

第3条 この協定は、平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了の1ヶ月前までに、双方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成〇〇年4月1日

甲 住 所
事業所名
代 表 者

乙 住 所
病 院 名
代 表 者

※上記の協定書は、あくまで見直していただきたい協定書を例示するために参考に作成したものです。次ページに参考の様式案を掲載しています。

※あくまで参考のため書面形式及び各条項内容については、各自の実情に応じて作成してください。
様式案の第2条第1項第3号の条項は、特定施設においては満たすよう努める要件ではありません。

協力医療機関協定書

(事業所名) _____ (以下甲という。)と (協力医療機関) _____ (以下乙という。)は、以下の事項につき合意する。

(協力医療機関)

第1条 甲は乙を協力医療機関と定める。

2 前項に定める協力医療機関とは、【平成11年3月31日厚生省令第37号「指定居宅サービスの従業員の人員、設備及び運営に関する基準第191条(協力医療機関等)】に定める協力医療機関である。

(相互義務)

第2条 甲及び乙は、双方協議の上、次に掲げる事項について、連携して相互に義務を果たす。
協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。

(1) 甲の利用者の病状が急変した場合等において、乙は乙の医師または看護職員が甲からの相談に対応する体制を常時確保する。

(2) 甲から診療の求めがあった場合において、乙は診療を行う体制を常時確保する。

(3) 甲の利用者の病状が急変した場合等において、甲の協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院について、乙は原則として受入れる体制を確保する。

2 甲は、1年に1回以上、乙との間で利用者の病状が急変した場合等の対応について確認するとともに、乙の名称等について、甲の指定を行った自治体に提出するものとする。

3 利用者が乙に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、甲は再び速やかに入居できるように努めることとする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は協定日より1年間とし、協定の更新については満了日の1ヶ月前に行う。

ただし、甲、乙双方に意義のない場合は、そのまま1年間協定を継続することができる。その後の満了日の場合も同様とする。

(疑義)

第4条 本協定につき疑義が発生したときは、甲、乙協議の上解決にあたる。

(効力の発効)

第5条 本協定は令和 年 月 日より効力を発効する。

本協定合意の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲（事業所住所）
（法人名）
（施設名）
（代表者：役職・氏名）

乙（医療機関住所）
（法人名）
（医療機関名）
（代表者：役職・氏名）

4-2 変更届の届出について

- ・介護保険法施行規則第131条第1項第10号に定める事項に変更があった時は、10日以内に知事に届け出ること。（届出の際には、付表と変更内容が分かる添付書類を添えて提出すること）

○変更後に変更届出が必要な事項

- ・ 事業所の名称及び開設の場所
- ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ・ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ・ 運営規程
- ・ 協力医療機関（病院）協力歯科医療機関の名称等
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

4-3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

算定する介護給付費を変更する場合は届出が必要。届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始する。届出の際には、届出書の「特記事項」に変更前、変更後の状況を必ず記載する。

4-4 指定更新について

指定有効期限は6年となっていることから、有効期限満了の14日前までに更新の申請を行うこと。

指定介護老人福祉施設 管理者
指定短期入所生活介護事業所 管理者
指定通所介護事業所 管理者
指定特定施設入居者生活介護事業所 管理者 } 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

生活相談員の資格要件について (通知)

日ごろ、本県の介護保険行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定通所介護事業所において配置すべき生活相談員の資格要件につきましては、山梨県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項に定める生活相談員の基準に準ずるものとして取り扱っているところですが、今般、「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的資格要件を下記のとおり定めることとしますので、適切な職員の配置についてご配慮ください。

なお、特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件についても、特段の規定はないが、生活相談員としての責務や業務内容において指定通所介護事業所等他の事業所と同等であることから、同様の取扱としますので、ご留意ください。

記

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件

- (1) 介護保険施設・事業所（福祉用具販売、貸与事業所は除く）において、計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上
- (2) (1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所（福祉用具販売、貸与事業所は除く）において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上。

3 施行年月日 平成 29 年 4 月 1 日

4 経過措置

既に指定を受けている事業所において、平成 29 年 3 月 31 日までに生活相談員として配置されていた者で本通知の資格要件に該当しない場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は生活相談員としての要件を満たすものとしします。

※この取扱に係る Q & A 等は、WAM ネットの「県からのお知らせ」に掲載しておりますので、ご確認ください。

問合せ先（下記サービスごとの問合せ先をお願いします。）

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所・
指定特定施設入居者生活介護事業所
健康長寿推進課介護サービス振興担当 TEL:055-223-1455

指定通所介護事業所

中北保健福祉事務所長寿介護課 TEL:055-237-1383

峡東保健福祉事務所長寿介護課 TEL:0553-20-2796

峡南保健福祉事務所長寿介護課 TEL:0556-22-8146

富士・東部保健福祉事務所長寿介護課 TEL:0555-24-9043

生活相談員 経歴書

事業所・施設 名称		
フリガナ		
氏名		
該当する資格要件に○を付す。 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件		
	(1)介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、 又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上	
	(2)(1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは 実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く) において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上	
職 歴 等		
期 間	勤 務 先 等	従事した業務の内容
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
資格又は修了した研修		
取 得 (修 了) 時 期	資格又は修了した研修の名称	
年 月		
年 月		
年 月		

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(第5条第2項)

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」

- ・社会福祉主事任用資格
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件

- (1)介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、計画の作成業務、
又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上
- (2)(1)に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者、若しくは実務者
研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売、貸与事業所は除く)において、
入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上

- ※1 当該経歴書は、「同等以上の能力を有すると認められる者」に該当する者を生活相談員
として配置する場合にのみ、提出してください。
- ※2 職歴等の「従事した業務の内容」については、具体的な業務の内容を記載してください。
例)入所者の生活相談業務、短期入所生活介護計画作成業務、通所介護事業所での介護業務 等
- ※3 資格又は修了した研修については、資格者証又は研修修了者証の写しを添付してください。

Q & A

問 1 計画の作成業務、又は相談援助業務とは何か。

答 1 計画の作成業務は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、訪問介護計画等の各サービス計画（ただし、福祉用具販売・貸与計画は含まない。）の作成業務を指します。

相談援助業務は、介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護サービス事業所又は施設での生活相談員又は支援相談員としての業務を指します。

問 2 介護支援専門員の資格は持っていないが、通所介護事業所で通所介護計画の作成業務に携わっていた者は、計画の作成業務に従事していたと認められるか。

答 2 介護支援専門員の資格を持っていない者でも、計画の作成業務の実務経験がある者は、計画の作成業務に従事していたと認められます。

問 3 実務経験年数についての確認方法は？

答 3 その者の経歴書（別添参考様式）により判断します。

問 4 経過措置期間内に指定有効期間満了日となる事業所において、新たな資格要件に該当する生活相談員の配置が無い場合は、指定更新されないのか。

答 4 指定更新が経過措置期間内であれば、指定更新は可能である。ただし、指定更新後、平成30年4月1日からは、新たな資格要件に該当する生活相談員を配置する必要があります。

○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成一二年三月三〇日)

(老企第五四号)

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス(以下「通所介護等」という。)の提供において利用者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第三七号。以下「居宅サービス基準」という。)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第三九号。以下「福祉施設基準」という。)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成一一年厚生省令第四〇号。以下「保健施設基準」という。)及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第四一号。以下「療養施設基準」という。)並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成一一年九月一七日老企第二五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成一二年三月一七日老企第四三号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成一二年三月一七日老企第四四号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成一二年三月一七日老企第四五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)をもってお示ししているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて左記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者又は入院患者(以下「利用者等」という。)又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者等の嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

- (1) 通所介護及び通所リハビリテーション(居宅サービス基準第九六条第三項第五号関係)
 - ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護(居宅サービス基準第一二七条第三項第五号及び第一四五条第三項第五号関係)
 - ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (3) 痴呆対応型共同生活介護(居宅サービス基準第一六二条第三項第四号関係)
 - ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (4) 特定施設入所者生活介護(居宅サービス基準第一八二条第三項第三号関係)

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (5) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス(福祉施設基準第九条第三項第四号関係、保健施設基準第一条第三項第四号及び療養施設基準第一二条第三項第四号関係)
 - ① 入所者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ② 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ③ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
 - ④ 預り金の出納管理に係る費用
 - ⑤ 私物の洗濯代
- (6) 留意事項
 - ① (1)から(5)の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。
したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
 - ② (1)、(2)及び(5)の②に掲げる「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者又は入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。
 - ③ (5)の④にいう預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、
 - イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
 - ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
 - ハ 入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること
 等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。
また、入所者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。
 - ④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの入所者等並びに短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用について

ては、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

- ⑤ 介護老人福祉施設である特別養護老人ホームは、従来から在宅生活が困難な入所者の生活の拠点としての機能を有しており、介護サービスだけでなく、入所者の日常生活全般にわたって援助を行ってきたところであり、入所者の私物の洗濯等も基本的に施設サービスとして行われてきたものである。したがって(5)の⑤の「私物の洗濯代」については、入所者の希望により個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできないものであること。なお、このクリーニング代については、サービスの提供とは関係のない実費として徴収することとなること。

〔参考〕

「その他の日常生活費」に係る Q&A について

(平成一二年三月三一日)

(各都道府県介護保険担当課(室)あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室)

本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知(老企第五四号)として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通り Q&A を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔別添〕

「その他の日常生活費」に係る Q&A

問1 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。

答 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者(又は施設)が提供するもの等が想定される。

問2 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問3 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売店で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。

問4 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問5 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問6 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費には該当しない。

問7 個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。

答 全くの個別の希望に答える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問8 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。

答 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。

なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。